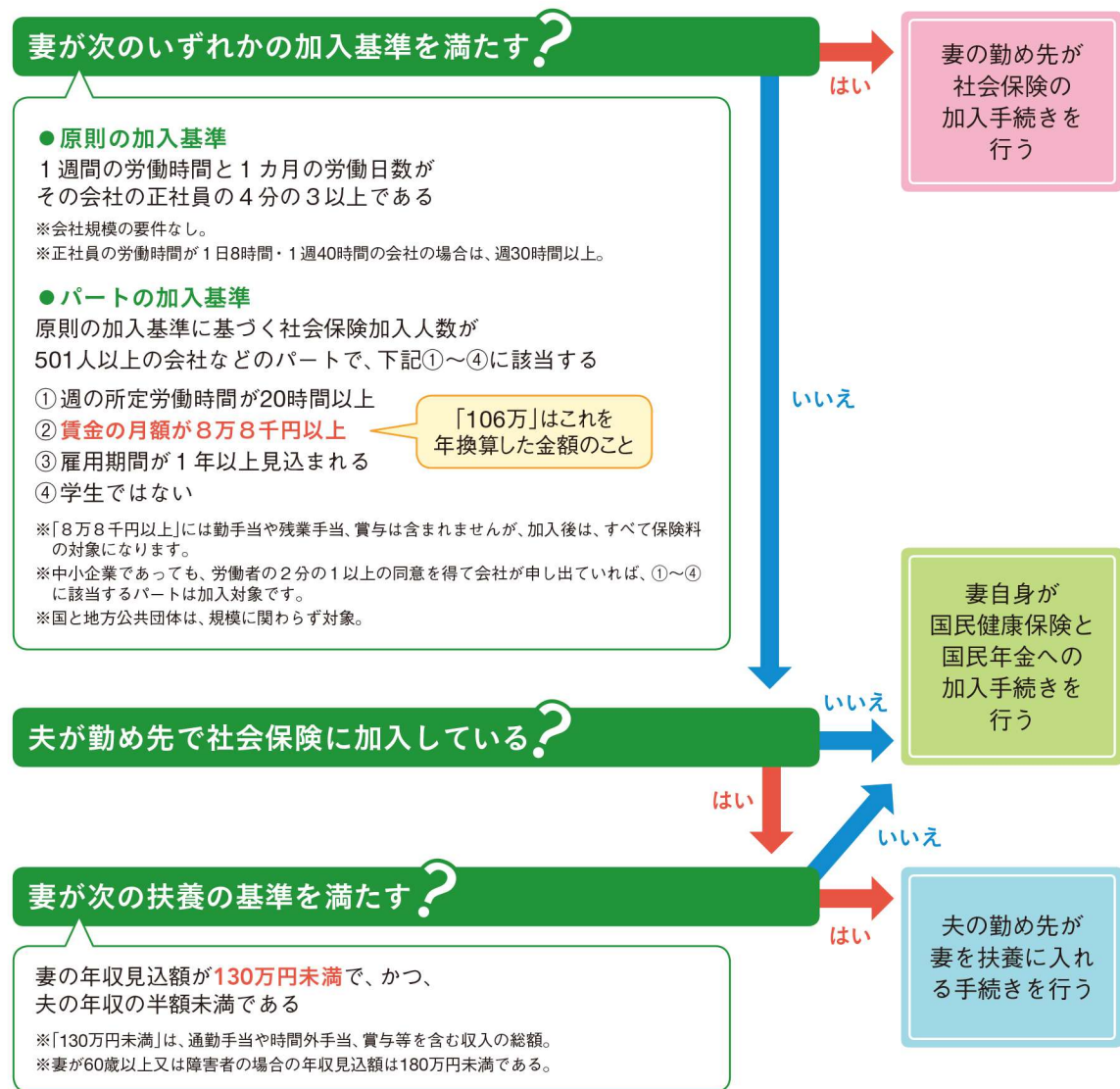


【社会保険の加入基準・扶養基準】

パートで働く妻が社会保険に加入対象となるかどうか、夫の社会保険の扶養に入れるかどうかは、次のように判断されます。(妻と夫は逆のケースもあります)



ソボクなギモンQ&A

Q 勤め先がパートも社会保険の加入対象となる会社かどうか調べる方法は?

A 日本年金機構のホームページ「事業所検索システム」から検索できます。「適用拡大の事業所」欄に「該当」と表示された会社は、パートも社会保険の加入対象です。  
<https://www.nenkin.go.jp/jigyosho/kensaku/jigyoshokensaku.html>

Q 「週の所定労働時間が20時間以上」は、どのように判断されますか?

A 雇用契約書や就業規則で、あらかじめ勤務すべきこととされた1週間の労働時間(所定労働時間といいます)で判断されます。週によって変動する契約の場合は、その平均で判断されます。

◎この記事は2018年6月26日現在の内容です。



パートの社会保険の加入基準



パートで働く人も、社会保険に加入することがあります。今回は、働き方や年収と、社会保険の関係を整理してみます。

**由美** 勤め先から働く時間を増やせないかと言われて、迷っています。パートにも賞与を支給するそうですが、年収が106万円以上になると、社会保険に加入するのですよね?

**先生** どのくらい増やすのですか?

**由美** 現在は1日4時間で週4日勤務ですが、日数は変えずに1日6時間に増やせないかと言われました。

**先生** 会社から社会保険加入の説明もあったのでしょうか?

**由美** ないです。でも、年収106万円以上になると、社会保険に加入すると聞いたことがあります。

**先生** 106万円以上の基準に該当するパートも加入対象となるのは、一定規模以上の会社と2017年4月から開始した一定の中小企業です。

**由美** 一度、会社に確認してみます。

**先生** そうですね。日本年金機構の

ホームページでも検索できますよ。

**由美** 扶養の基準が130万円から106万円に変わったのですか?

**先生** いいえ。社会保険の扶養基準130万円未満は変わりありませんよ。106万円は、新たに加入対象となったパートの収入基準です。

**由美** そうすると、年収が130万円未満でも、会社の規模などによってはパートも社会保険に加入して、夫の扶養から外れるのですね。

**先生** そうです。ただし2つの金額は注意が必要です。130万円は賞与や通勤手当も含みますが、106万円は含みません。

**由美** ずいぶん違いますね。

**先生** それと、新たな収入基準は「月額8万8000円以上」が正式な金額で、それを年収に換算して106万円と呼んでいるだけなのです。



横山玲子 (よこやま れいこ)  
社会保険労務士  
横山玲子社会保険労務士事務所  
代表。ホームページ <http://www.r-yokoyama-office.jp/>  
Twitterアカウント @mayokor